

規約

細則

吹田市立東佐井寺小学校 PTA

規 約

第1章 名称及び事務所

- 第1条 この会は吹田市立東佐井寺小学校PTA（以下「PTA」という）と称する。
- 第2条 PTAの事務所を吹田市立東佐井寺小学校内におく。
住所は吹田市五月が丘西4-1（昭和57年5月25日設立）

第2章 目的及び活動

- 第3条 PTAは、保護者と教職員とが協力して、家庭、学校そして社会における児童の健全な成長をはかるとともに、教育に関する理解を相互に深めることを目的とする。
- 第4条 PTAは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
1. 児童の生活指導と福祉に関する協力。
 2. 教育環境及び設備の充実。
 3. 会員相互の親睦。
 4. その他前条の目的を達成するための必要な活動。

第3章 方 針

- 第5条 PTAは自主的な民主団体として、次の方針に基づいて活動する。
1. 個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行うとする。
 2. 同じ目的をもった他の団体・機関と協力する。
 3. 特定の政党や宗教にかたよることなく営利的な活動をしない。
 4. 学校行政、教育内容の干渉をしない。

第4章 会 員

- 第6条 PTAの会員は、次のとおりとする。

1. この学校に在学する児童の保護者（以下「保護者」という）のうち入会を希望する者。
2. この学校に勤務する教職員（以下「教職員」という）のうち入会を希望する者。

第7条 P T Aの会員は会費を納めることとする。

2 会費は、一家庭につき月額250円/12か月とする。

ただし、会長が必要と認めたときは会費を減免することができる。

第8条 は削除

第9条 会員は、吹田市P T A協議会の会員となる。

第5章 役 員

第10条 P T Aの役員は次のとおりとする。

会長 1名 副会長 4名

書記 2名 会計 2名

ただし、この他に書記及び会計にそれぞれ1名の教職員を充て、必要に応じ業務を補佐する。

第11条 役員は会員の中から選出する。ただし、公選による公職者は役員になることができない。

第12条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長はP T Aを代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事あるときは代行する。

3. 書記はP T Aの庶務・記録をする。

4. 会計はP T Aの会計事務をする。

5. 役員は役員会を構成し、P T A運営に必要な事項を審議する。

6. 会長は必要に応じて役員会を招集して、その議長となり、その決議は出席役員の過半数の同意をもって決する。

第13条 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、第14条及び細則第4条の規定する手続きを経て、再任することができる。

第14条 役員が長期にわたって欠けるときは運営委員会で後任者を選出することができる。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

第15条 次期役員の選出については、役員会が広く会員から候補者を募り総会に推薦

する。

第6章 会計監査

第16条 PTAの会計を監査するために会計監査2名をおく。

2 会計監査の選出・任期は役員に準ずる。

第17条 会計監査は、必要に応じて会計を監査することができ、総会または運営委員会に報告する。

第7章 教職員

第18条 教職員は、教育上、運営委員会及び各種委員会ならびにその他の会合に出席して意見を述べることができる。

第8章 総会

第19条 総会は会員の全員で構成し、PTAの最高議決機関である。

第20条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

2 総会は、日時・場所・議案を事前に文書又は電磁的方法で通知し、会長が招集する。

ただし、招集が困難な状況下においては、役員および校長・教頭で対応を協議し、書面表決書によりおこなう。

3 定期総会は年2回とする。

4 臨時総会は、会長または運営委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の者が、附議事項を明記して請求したときに開催する。

第21条 総会の運営については細則に定める。

第9章 運営委員会

第22条 運営委員会は、役員全員と各学年委員会・広報委員会・生活委員会・文化（家庭教育学級）委員会の各委員長、副委員長と校長・教頭・教職員（書記・会計）で構成し次のことを行う。

1. 総会で議決された全体的活動の推進。
2. 総会に提出する議案の作成。
3. その他必要な事項。

第23条 運営委員会は月1会開くことを原則とし、日時・場所・案件を事前に文書又は電磁的方法で通知し、会長が招集する。

第24条 運営委員会の運営については細則に定める。

第10章 委員会

第25条 PTAに次の委員会を設ける。

1. 学年委員会
2. 広報委員会
3. 生活委員会
4. 文化（家庭教育学級）委員会
5. 地域委員会
6. 特別委員会

第26条 委員会は委員で構成し、委員会運営に必要な事項を審議する。

- 2 委員長は必要に応じて委員会を招集する。
- 3 各委員の委員長・副委員長の任期は合わせて最長2年とする。

第11章 経理

第27条 PTAの経費は会費その他の収入をこれに充てる。

第28条 会計は総会で議決された予算に基づいて行われる。

ただし、当初予算は必要に応じて運営委員会で補正することができる。

第29条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第12章 細則

第30条 PTAの運営等に関する必要事項は、この規約に反しない限り運営委員会において定める。

ただし、運営委員会の開催が困難な状況下においては、役員および校長・教頭で対応を協議し必要事項を定める。

- 2 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第13章 改 正

第31条 PTA規約は、総会で出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

2 規約の改正案は、総会開催の1週間前までに全会員に知らせておかなければならない。

第14章 解 任

第32条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会または運営委員会で過半数の議決を取り、総会に諮ったうえで、これを解任することができる。

1. 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
 2. 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 3. その他解任に相当する事項が認められるとき。
- 2 上記の場合の総会は会員の5分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。ただし、委任状をもって代えることができる。また第32条1項に該当する役員が会長である場合、委任状は会長宛とせず、他の本部役員とする。総会の議事は出席者の過半数で決する。賛否同数の時は、議長の決するところによる。

第15章 個人情報取扱について

(目的)

第33条 吹田市立東佐井寺小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的にPTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第34条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個

人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第35条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第36条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員と協力員とする。
または委任する学校とする。

(秘密保持義務)

第37条 個人情報データベースの管理者・取扱者は職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第38条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第39条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成
- (3) PTAが関わる地域活動
- (4) その他のPTA活動

(利用目的による制限)

第40条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第41条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第42条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等についてはインターネットに接続しないパソコンを使用するなど適切な状態で保管することとする。

また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワード

をかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第43条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第44条 個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第45条 第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第46条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除をもとめられたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第47条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第48条 本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第49条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第50条 本会の「吹田市立東佐井寺小学校 PTA 個人情報取扱について」は、運営委員会において改正する。

附則 本規則は、平成30年3月7日より施行する。

付 則

第1条 この規約は昭和57年5月25日に制定し実施する。

2 規約を実施するために必要な準備手続きは前項の期日よりも前にこれを行うこと

ができる。

昭和61年2月8日一部改正。

平成2年5月19日一部改正。

平成6年5月21日一部改正。

平成10年2月21日一部改正。

平成15年2月21日改正。

平成19年2月23日一部改正。

平成20年2月21日一部改正。

平成21年2月26日一部改正。

平成30年2月16日一部改正。

平成31年2月15日一部改正。

令和2年2月14日一部改正。

令和3年3月5日一部改正。

細 則

第1章 役員及び会計監査の選出

第1条 役員及び会計監査の選出方法等を次のとおり定める。

1は削除

2. 役員及び会計監査は、全会員からの立候補又は推薦により選出する。

第2条 は削除

第3条 は削除。

第2章 総 会

第4条 総会において議決される事項は次のとおりとする。

1. 年間活動方針の審議。

2. 年間活動計画の審議及び活動報告の承認。

3. 会計予算案の審議及び会計決算報告、会計監査報告の承認。

4. 役員及び会計監査の承認。

5. 規約の改正。

6. その他重要な事項。

第5条 総会は会員の現在数の5分の1以上の出席または書面表決書の提出がなければ、議事を開き議決することができない。

ただし、委任状をもって代えることができる。

第6条 総会の議事は出席者または書面表決書の過半数で決する。賛否同数の時は、議長の決するところによる。

ただし、規約に特別の定めのある場合を除く。

第7条 総会の議長は、その都度会員の中から選出する。

第3章 委 員 会

第8条 学年委員会は、各学年ごとに保護者の中から互選された委員と、その担当教員をもって構成する。

2 学年委員会は、各学年における活動について会員相互の理解と協力を深めると

ともに、保護者と教職員の連絡等、学年固有の活動を行う。

- 第9条 広報委員会、生活委員会、文化（家庭教育学級）委員会、地域委員会の委員は、一括して各学年ごとに保護者の中から互選した後、各委員会に分かれ、その構成人数等は委員会の内容によって決めるとする。
- 2 各委員会は、前項により確定した委員と担当教員をもって構成する。
 - 3 広報委員会は、機関紙の発行その他広報に関する活動を行う。
 - 4 生活委員会は、校外における児童の安全を図り、児童の健全な生活を目的として活動を行う。
 - 5 文化（家庭教育学級）委員会は、会員および児童のための文化教育活動、保健体育活動を行う。また、保護者や家庭、地域社会のあり方を考え、より望ましい家庭教育の実現をはかる活動を行う。
 - 6 地域委員会は、「敬老委員」「児童センター委員」「公民館委員」「青少年対策委員」及び「サポート委員」に分かれ、前4者は地域関係団体に属し地域活動を行う。サポート委員は、サポート委員会を形成しその任にあたる。
 - 7 は削除

第10条は削除

第11条は削除

第12条 特別委員会は、運営委員会において特別な事項について必要があると認めるときに設けることができる。

2 特別委員会は、運営委員会において決定し、会長より委嘱されたものをもつて構成する。

第13条 各委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長1名をそれぞれ選出する。ただし、地域委員会（サポート委員会を除く）は除く。

第14条 各委員会の委員長・副委員長・委員の任期は1年とする。

第15条 各委員会の委員長・副委員長に欠員が生じた場合は、委員の互選により後任者を選出する。

ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

第16条 4月1日から第一回総会において承認されるまでの活動内容については、役員会が責任をもつ。

第4章 改 正

第17条 この細則は、運営委員会においてその構成員の3分の2以上の賛成がなければ、制定または改廃することができない。

第5章 協力員の設置

第18条 任期を終えた本部役員は、次年度の第一回総会が終わるまで「協力員」という形で次年度の本部役員をサポートする必要がある。また協力員は、任期を終えた4月1日から第一回総会が終わるまでの期間、PTA役員とともに個人情報データベースの取扱者となる。

2 協力員は、第一回総会が終わるとともに解散する。

第6章 PTA 入会届について

第19条 PTAの入会届を提出した会員については、原則卒業まで自動継続とする。ただし、転出及びその他のいかなる事由をもって、年度途中に退会することができる。退会の意思は、書面の提出をもって示すこととする。

付則

第1条 この細則は昭和57年5月25日に制定し実施する。

2 細則を実施するために必要な準備手続きは、前項の期日よりも前にこれを行うこと

ができる。

3 この細則の改正は各本条に特別の定めのない限り定めた日から実施する。

昭和61年2月8日一部改正。

平成3年5月23日一部改正。

平成10年2月21日一部改正。

平成15年2月21日改正。

平成16年2月4日一部改正。

平成19年2月23日一部改正。

平成20年2月21日一部改正。

平成21年2月26日一部改正。

平成26年2月12日一部改正。

平成31年2月15日一部改正。

令和2年2月14日一部改正。

令和3年3月5日一部改正。

令和5年2月24日一部改正。

令和6年2月20日一部改正。